

令和4年 第1回

北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会

議案集

目 次

議案番号	件 名
1	北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例案
2	令和3年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算 (第2号)
3	北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正 する条例案
4	令和4年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算
5	令和4年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算

令和 4 年

第 1 回定例会

議案第 1 号

北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成 1 9 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等」を「独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人」に改める。

第 1 4 条第 3 号ウ中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 1 4 条第 2 号ハに規定する公務員等」を「国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 6 条関係）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成 2 1 年法律第 7 6 号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和 4 7 年法律第 3 1 号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能

	実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和 29 年法律第 205 号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成 14 年法律第 156 号）
預金保険機構	預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、条例の中で引用している法令の廃止に伴い、所要の規定整備を行うためであります。

令和4年

第1回定例会

議案第2号

令和3年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算
(第2号)

令和3年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103,796千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ933,723,353千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年2月18日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 298,800,198	千円 14,947	千円 298,815,145
	2 国庫補助金	79,975,644	14,947	79,990,591
5 特別高額医療費 共同事業交付金		363,873	88,849	452,722
	1 特別高額医療費 共同事業交付金	363,873	88,849	452,722
歳 入 合 計		933,619,557	103,796	933,723,353

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療費		千円 908,547,055	千円 88,849	千円 908,635,904
	2 保険給付費	906,935,630	88,849	907,024,479
3 諸支出金		25,064,932	14,947	25,079,879
	1 市町村支出金	375,285	14,947	390,232
歳 出 合 計		933,619,557	103,796	933,723,353

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
医療費適正化業務 (二次点検業務委託)	令和4年度	千円 24,023
給付等関連業務委託	令和4年度	265,830
被保険者証等一括印刷業務委託	令和4年度	28,076

令和4年

第1回定例会

議案第3号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月18日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条中「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に改める。

第9条中「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に、「52,048円」を「51,892円」に改める。

第10条中「64万円」を「66万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、令和4年度及び令和5年度における保険料率を改定し、保険料の賦課限度額の変更に伴う所要の規定整備を行うためであります。

令和4年

第1回定例会

議案第4号

令和4年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和4年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,185,468千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、13,000千円と定める。

令和4年2月18日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 1,990,800
	1 負担金	1,990,800
2 国庫支出金		11,025
	1 国庫補助金	11,025
3 財産収入		92
	1 財産運用収入	92
4 繰入金		180,936
	1 基金繰入金	180,936
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		2,614
	1 預金利子	121
	2 雑入	2,493
歳入合計		2,185,468

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 4,179
	1 議 会 費	4,179
2 総 務 費		379,562
	1 総 務 管 理 費	379,169
	2 選 挙 費	136
	3 監 査 委 員 費	257
3 公 債 費		4
	1 公 債 費	4
4 諸 支 出 金		1,800,723
	1 他 会 計 繰 出 金	1,800,722
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 等	1
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		2,185,468

令和4年

第1回定例会

議案第5号

令和4年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算

令和4年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ928,242,026千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、24,200,000千円と定める。

令和4年2月18日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		千円 154,777,902
	1 市 町 村 負 担 金	154,777,902
2 国 庫 支 出 金		308,170,088
	1 国 庫 負 担 金	225,374,833
	2 国 庫 補 助 金	82,795,255
3 道 支 出 金		78,470,141
	1 道 負 担 金	78,470,141
4 支 払 基 金 交 付 金		360,434,006
	1 支 払 基 金 交 付 金	360,434,006
5 特別高額医療費共同事業交付金		630,769
	1 特別高額医療費共同事業交付金	630,769
6 財 産 収 入		1,865
	1 財 産 運 用 収 入	1,865
7 繰 入 金		19,200,722
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,800,722
	2 基 金 繰 入 金	17,400,000
8 繰 越 金		6,551,013
	1 繰 越 金	6,551,013
9 諸 収 入		5,520
	1 預 金 利 子	4,929
	2 雑 入	590
	3 延滞金、加算金及び過料	1
歳 入 合 計		928,242,026

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療費		千円 927,891,217
	1 総務管理費	1,914,389
	2 保険給付費	925,976,828
2 公 債 費		5,733
	1 公 債 費	5,733
3 諸 支 出 金		343,076
	1 市町村支出金	252,375
	2 償還金及び還付加算金等	90,701
4 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		928,242,026